

第2回幕別町議会臨時会

議事日程

平成17年第2回幕別町議会臨時会
(平成17年8月3日 9時57分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
6番 助川順一 7番 堀川貴庸 8番 乾 邦広
(諸般の報告)
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第45号 河西郡更別村水道事業施設を幕別町民の利用に供させることに関する協議について
- 日程第4 議案第46号 工事請負契約の締結について(地域イントラネット基盤施設整備工事(その1))
- 日程第5 議案第47号 工事請負契約の締結について(地域イントラネット基盤施設整備工事(その2))
- 日程第6 発議第11号 郵政民営化法案の慎重審議を求める意見書

会 議 録

平成17年第2回幕別町議会臨時会

1. 開催年月日 平成17年8月3日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 8月3日 9時57分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 額額太郎
 - 1 豊島善江
 - 2 中橋友子
 - 3 野原恵子
 - 4 牧野茂敏
 - 5 前川敏春
 - 6 助川順一
 - 7 堀川貴庸
 - 8 乾 邦広
 - 9 小田良一
 - 10 前川雅志
 - 11 杉山晴夫
 - 12 佐々木芳男
 - 13 古川 稔
 - 14 坂本 偉
 - 15 芳滝 仁
 - 16 中野敏勝
 - 17 永井繁樹
 - 18 伊東昭雄
 - 19 千葉幹雄
 - 20 大野和政
6. 地方自治法第121条の規定による説明員
 - 町 長 岡田和夫
 - 助 役 西尾 治
 - 収入役 金子隆司
 - 教育長 沢田治夫
 - 総務部長 菅 好弘
 - 企画室長 佐藤昌親
 - 民生部長 新屋敷清志
 - 経済部長 中村忠行
 - 建設部長 高橋政雄
 - 教育部長 藤内和三
 - 総務課長 川瀬俊彦
 - 企画室参事 羽磨知成
 - 水道課長 橋本孝男
 - 糠内出張所長 中川輝彦
 - 会計課長 堂前芳昭
 - 農業委員会局長 飛田 栄
 - 総務係長 石野郁也
 - 企画情報担当副主幹 妹尾 真
7. 職務のため出席した議会事務局職員
 - 局長 高橋平明
 - 課長 横山義嗣
 - 係長 國安弘昭
8. 議事日程
議長は議事日程を別紙のとおり報告した。
9. 会議録署名議員の指名
議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。
 - 6番 助川順一
 - 7番 堀川貴庸
 - 8番 乾 邦広

議事の経過

(平成 17 年 8 月 3 日 9:57 開会・開議)

[開会・開議宣告]

- 議長（本保証喜） ただいまから、平成 17 年第 2 回幕別町議会臨時会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

- 議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

- 議長（本保証喜） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、6 番助川議員、7 番堀川議員、8 番乾議員を指名いたします。

[会期の決定]

- 議長（本保証喜） 日程第 2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。
これに、ご異議ありませんか。

(なしの声あり)

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日 1 日限りと決定いたしました。

[農業委員会会長就任挨拶]

- 議長（本保証喜） 農業委員会会長より、発言を求められておりますのでこれを許します。

上田建治農業委員会会長。

- 農業委員会会長（上田建治） このたびの農業委員の改選に伴う総会におきまして、会長に再任されました上田建治でございます。

今後とも、幕別町農業の振興発展のため努力する所存でございますので、よろしくご指導のほどお願い申し上げます、簡単ながら挨拶に代えさせていただきます。

よろしく申し上げます。

[付託省略]

- 議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第 3、議案第 45 号から日程第 5、議案第 47 号までの 3 議件については、会議規則第 39 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略し、本会議で審議いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

- 議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、日程第 3、議案第 45 号から日程 5、議案第 47 号までの 3 議件については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

[議案審議]

○議長（本保証喜） 日程第3、議案第45号、河西郡更別村水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることに関する協議についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第45号、河西郡更別村水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることに関する協議につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の1ページをお開きいただきたいと思います。

本議案につきましては、駒島簡易水道にかかわるものでありまして、先の定例会において、調査、設計等の委託料を補正させていただいた際にもお話をさせていただいておりますが、渇水期の水不足の解消と水質確保を図るために、十勝中部広域水道企業団からの水を、更別村の水道施設、配水管を通しまして受水するものであります。

更別村の水道施設を利用させていただくに当たりましては、地方自治法第244条の3第2項、他の団体の公の施設の利用の規定により、更別村と協議をし、さらには更別村水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることについて、同条第3項の規定により、議会の議決が必要となりますことから、提案するものであります。

議案書の2ページをお開きいただきたいと思います。

協議の内容につきましては、別紙、河西郡更別村水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることに関する協議書のとおりであります。

協議項目の第1項は、給水計画を示したものでありまして、給水開始予定年月日を平成18年4月1日とするものであります。

第2項につきましては、施設の使用を。

第3項につきましては、水道施設の内容を規定したものであります。

第4項につきましては、施設の整備について定めたものでありまして、更別村の配水管以降につきましては、幕別町が整備することを定めたものであります。

第5項は、使用する更別村の配水管について、両町村での共同管理をする旨定めたものであります。

第6項は、使用の制限に関する規定であります。

第7項は、更別村の水道施設、配水池及び配水管に係る維持管理経費等の負担について定めたものでありまして、一最大計画水量費により負担をするものであります。

議案書の3ページになりますが、第8項の施設の更新では、管の老朽化等により更新する場合の経費の負担を定めたものであります。

第9項は、住民の使用条件を。

第10項は、水道施設において発生した事故等に関しての責務を定めたものであります。

第11項は、事故等が発生したとくいの免責事項を。

第12項は、負担する経費の納付期限を定めたものであります。

第13項の補則につきましては、本協議書の定めのない事項は、別途協議をする旨定めたものであります。

さらに、この後、更別村議会での議決を得て、事業着工の運びとなりますことから、工事完成は年度末を予定いたしているところであります。

なお、送水管の新設箇所につきましては、議案の説明資料1ページを参照いただきたいと思います。図に示したとおりの箇所について、4.6キロメートルの配水管を新設するものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

中橋議員。

○2番（中橋友子） 駒島地区の渇水にかかわって、先の定例会できちっと住民の方に水を安定的に保

障するという点で議案が提案されまして、理解をしているところですが、この点でまだこの協議内容の具体的な項目のことではないのですが、簡易水道の事業計画について若干伺っておきたいのですけれども、駒島に限らずまだ幕別には明倫と新和ですか、簡水が残っておりますね。

それで、この簡水事業については、度々議会の中でも取り上げられてきてまして、将来的な一本化については費用の面とかいろいろ考えて、考えはないというようなことを言ってこられたように思うのですけれども、確か、この駒島の水についても、過去にも濁水しまして掘り返した経過がありますよね。その掘り返してからそんなに時間が経っていない。3年か4年ではないかと思うのですよね。そのときにお金をかけて直したけれどもやっぱり駄目で、今回、広域水道につなぐよということで、これは将来のことを考えて致し方ないことだと思うのですが、そうなってくるとほかの簡水はどうか。その辺の将来の見通し。

こういう事業を行うときに、全体を整備しながら、駒島だけにかかわらず、関連性のあるものは一緒にきちっと計画も持ってやっていく必要は生まれてこないのかというようなことを思いまして、現状についてお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） ただいま、他の簡水についてはどうなのかというご質問でありますけれども、他の簡水につきましては、現状では水源、水量あるいは水質とも確保されているというような状況にございまして、現在も今回駒島の新たに水道企業団からの水を受水することによりまして、他の簡水については、現状では、今後につきましても問題なく使用できるというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 問題はやはり水質と費用対効果、コストだというふうに思うのですよね。水質については、いずれも簡水の元は更別川ですよね。ですから同じものだと思うのです。

その点では、量的には問題がなくても水質的にはどうなのかという点もお尋ねしたいところですし、それから、今回の定例会のときの、このときの予算は1,905万ということでしたけれども、4年前だと思いますが、駒島の掘り返しを行ったときの経費、それなりにかけて、今、支払の最中ではないかと思うのですよね。

その辺の財政上の状況もお尋ねしたいと思います。

○議長（本保証喜） 水道課長。

○水道課長（橋本孝男） 駒島簡水につきましては、平成13年度に新たな水源を設けまして、このときにかかった総額の経費が1億500万であります。この経費につきましては、現在も起債償還をしているところであります。

それと、他の簡水の水質の状況でありますけれども、全国的に、今、硝酸性窒素につきましては上昇傾向にあるというような状況にはございます。ですけれども、幕別町におきまして、他の簡水の状況、若干は上がっておりますけれども、今後、将来的にもこのまま継続して使えるものというふうに考えております。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 将来的には水質も水量も大丈夫だということでもありますから、それを受け止めたいと思います。

ただ、平成13年に1億500万円掛けられて、結果としてはそれが無用になったというふうに申し上げていいのでしょうか。そうすると、やはりこういった事業を行われるときに、将来に対する見通しといいますか、調査研究をきちっと行って、最大の費用対効果といいますか、コストの面でも考えて事業を進めるということが大事ではないでしょうか。

○議長（本保証喜） 建設部長。

○建設部長（高橋政雄） 駒島につきましては、おっしゃるとおり、13年度、先ほど申しましたように、1億ながしのお金をかけて現在も償還しているという状況でございました。

13年度の段階では、一番の目的であった水量の確保というところで、第三水源を見つけて確保をし

たというところが第一目標でございました。

それで、前回の提案のときも説明させていただきましたけども、水量並びに、次には水質の問題というのも大きく出てまいりまして、今、水道課長言いましたように、幕別町の中での水質的には、一番数値が上がってきている地域ということで、13年度のときに簡易用の保安林についても、併せて買収をさせていただいたという経過がございます。

その後、上流部の沢地のところでございましたので、上流部の農地造成も行われて、なおかつ開墾されたという経過もありまして、水質が実際には上がってきている状況ということでございます。

今後につきましては、計画的にそういう段階では、そういうことも懸念されるというご意見かと思えますけども、たまたまその水源がそういう地域にあったということもさることながら、このごろの肥料の増加にも伴ってそういう数値が出てきているということもございますので、長期的に安定的な水を供給するにはどうしても今の方策が最良ではないかということで、現在、こういう形で提案をさせていただくということでございますので、理解を頂きたいと思えますけども、全体的なほかの簡水の状況についても、数値的にはそれほど上がってはいないと。駒島については若干数値が上がってきている状況にあるのでということでございますので、理解をしていただきたいと思います。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

河西郡更別村水道事業施設を幕別町住民の利用に供させることに関する協議については、同意することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本件は同意することに決定いたしました。

日程第4、議案第46号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第46号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案書の4ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、地域イントラネット基盤施設整備工事（その1）であります。

平成17年8月2日、北口・北海・大上共同企業体、振興・末広屋・十勝共同企業体、北工・川岸・島勝共同企業体、拓北・樋口・滝上共同企業体の4社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、1億3,093万5,000円をもちまして、北口・北海・大上共同企業体が落札することとなりましたので、同企業体の代表であります、帯広市西24条北2丁目5番52、株式会社北口電器商会代表取締役山田守一氏と契約を結ぼうとするものであります。

工期につきましては、平成18年2月28日を予定いたしております。

議案の説明資料の2ページから4ページを参照いただきたいと思います。

本工事につきましては、総務省の補助採択を受けまして実施をいたします、地域イントラネット基盤施設整備事業のうち、光ファイバー及び構内電送設備工事であります。

工事内容につきましては、幕別市街と忠類市街を結ぶ光ファイバー幹線の布設と、幕別町役場、幕別町教育委員会事務局、保健福祉センターなど幕別市街地の公共施設16施設、道道幕別大樹線沿いの糠内公民館、駒島小学校などの9施設及び忠類村役場、忠類小学校など忠類村市街地の9施設を結ぶ光ファイバー等のネットワークを整備するものであります。

本工事の実施によりまして、公共施設間を結ぶ高速ネットワークが構築され、別紙資料にお示ししましたとおり、インターネットを利用して、行政情報、公共施設利用情報、図書館の蔵書情報、災害対策情報など各種情報提供を行う基盤が整備されることとなります。

なお、本年度当初予算におきまして、札内地区を含めた施設整備を単年度で事業を実施する計画でございましたが、総務省の補助採択の関係から、本年度と来年度平成18年度2カ年の事業となりまして、札内地区への幹線及び札内地区の施設整備につきましては、平成18年度に実施をするということになってございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので質疑を許します。

豊島委員。

○1番（豊島善江） 何点かお聞きしたいと思います。

今回の事業で、これを見ますと、光ファイバー、またADSL回線ということで、両方使われています。

それで、この光ファイバーの説明は以前の議会のときにもお聞きしたのですが、大変費用もかかるということで、例えば、この光回線をADSL回線、こういうことでできないのかということが一つお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、実際に住民の側から見てどうかということなのではございますけれども、こういうネットワーク、イントラネット基盤施設整備事業が行われて、町民の側としては恐らく利用されるのは自宅にパソコンがあって、操作できて利用している方が利用するのだと思うのですが、そういう利用人口をどのぐらい見ているのかということもお聞きしたいと思います。

それから、私ちょっとわからないのですが、実際に今回も1億円以上のこういう予算になっていきますけれども、この工事は具体的にはどういう工事なのかということをお聞きしたいと思っております。

○議長（本保証喜） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） まず第1点目のADSL回線を使用した場合についてであります。この場合には、NTTの回線を使用することになりますので、今、光の速度が100メガ、ADSLだとその100分の1であります1メガということになりますので、どうしても速度的には遅いということがあります。

また、ADSLの場合は、総務省の補助対象にはならないというようなことがございます。

それと、2点目の住民の側からの観点でございますが、総務省の補助採択の一つの要件としては、やはり住民サービスの向上ということが第一義的にございます。

今回の補助事業の実施に当たりましては、公共機関のネットワークを整備することによりまして、まず各課、各施設で容易に情報を発信することができるようになります。

このことによりまして、これまで以上にきめ細かな情報を取得することができますとともに、インターネットを通じた双方向の情報通信により、きめ細かな行政サービスを住民の方が受けることができるということ。

また、自宅にパソコンがない方についてでございますが、公衆端末といいますか、キヨスク端末、各コミセン、役場等にどなたでもタッチパネルで触れる公衆端末、キヨスク端末を設置いたします。そのことによりまして、この場所に行けば、様々な行政情報が取得できるというようなことがございます。

また、今後、インターネットを通して、公共施設の予約、図書館の蔵書の検索、貸出しの予約、各種申請書のダウンロードなどのシステムの稼働を予定しているところでございます。

3点目の工事の具体的内容でございますが、この工事に関しましては、光ファイバーを電線と考えていただいて結構なのですが、電柱等にはわせまして、幕別町から忠類の庁舎まで幹線を結ぶと。そして幕別町役場からはそれぞれ枝線として各公共施設、資料にもございますように、教育委員会とか各小中学校、保育所、幼稚園、保健福祉センター、図書館等。忠類村におきましては、忠類村役場のほか、ふれあいセンター福寿とか各小中学校をネットワークで結ぶこととするもので、その架線、線の部分の工事でございます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 関連になります。

今、2番目の質問で、住民の方の利用どのぐらい押さえていますかという点では、ない人は役場の、あるいは公共施設の端末ということなのですが、いろんな今までの電算システムは部分的ですけども、図書館とか取り入れられていますよね。そういう利用状況なんかも調べられていらっしゃいますよね。

実際にどのぐらいの方が利用されるのかということが知りたいところなのですが、例えば、この説明資料3ページの図3、介護や保健情報提供システムということになりますと、高齢化社会に向かっていく中で、こういう情報は非常に大事だと思うのですが、実際に住民の方たちにとってみたら、こういった電算システムの利用というようなことについては、介護そのものを受けるような状況ですので、難しいのではないかというふうに思うのですよね。

それで、こういうシステムを導入することによって、どのぐらいの利用を、いろんな数値、データがあると思いますので、根拠にして押さえてられるのかということが一つです。

それから、今回は光ファイバーの回線工事ということでありますが、この工事だけ、今回設置するということですが、今後も維持管理費というのは相当かかっていくのではないかと思いますよね。

それで、そういうのが年間どのぐらい予定されているのかということです。

それと、私もわからなくて伺って申し訳ないのですが、この光ファイバーの100メガと8メガですか、その住民の情報の速度が違ってくということなのだと思いますが、どのぐらい違うのでしょうか。日数にしてだとか、時間にしてとかということですが。

○議長（本保証喜） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 第1点目の具体的な利用人数、また、現在の利用状況の把握についてでございますが、確かに申されますとおり、介護保険情報システム、提供システム等については、現在のところ、大体本町のインターネットの普及率を50%程度と推測しております。

その中におきまして、介護保険となりますと、やはり今申されましたとおり、ある程度の技術を擁した方でないと思えないという現実がございます。

ただ、このイントラネット整備につきましては、いわゆる社会資本整備の一環でございますので、将来的なものに対する先行投資という点をまずご重視いただきたいと思います。

あと、利用人数につきましては、一応総務省に提出いたしました利用見込み件数で申しますと、4システムの合計で、18年度につきましては13万1,400件、そのうち介護保険情報システムにつきましては1万6,900件を予定しております。

また、公衆端末の利用見込みにつきましては、18年度は373時間を見込んでおります。

2点目の今後の維持管理費用についてでございますが、今回は34施設でございます。あと、来年札内の方がまた十何カ所かの施設に結ぶこととなります。

それと、光ファイバーの幹線が、幹線でいきますと約85キロの幹線を布設することとなります。このことに要する幹線の保守費用、また、様々な機器の保守費用、そしてソフトの保守管理費用、今のところ最大に見積もって、年間で2,000万円程度であろうと推測しております。

ただ、これはその保守のやり方によりまして、かなり金額は変わってきますので、できるだけこの保守点検、ランニングコストについては軽減するように努めてまいりたいと考えております。

それと、速度の関係でございますが、これは非常に説明しづらいのですが、例えば、動画を見る場合に、ADSL、1メガ、そのもっと下のやつはISDNとなりますとかなり遅い速度なのですが、ISDNですと動画で見ますと、カク、カク、カクというような動きでございますね。ADSLもちょっと、いわゆるハイビジョン的ないい画面になりますと、やはりスムーズな動きにはならないと。光ファイバーですと、そのADSLの100倍の速度がございますので、動画についても綺麗に見られるというようなこととなります。

また、動画でなくても複雑な写真などを取り入れた情報になりますと、ADSLですと、1回にポンと出るのではなくて、サー、サー、サーというような出方になりますので、それが100倍という表現が

当たっているかどうかわかりませんが、数値的には100倍ということでございます。

○議長（本保証喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 情報が確実に届いて、そしてこれは合併関連事業でしたね。距離感を縮めると。そして住民の利便性を図っていくという点では、合併をしたわけですから大いに努力をしていかなければならないところだというふうには思います。

ただ、やはり費用対効果というのは、きちっと押さえていかなかったら、合併ももちろん特例債やこれは補助事業ということでもありますから、それにかかわってやっていくのですが、将来に対する負担というのもしっかり出てきますよね。

そういうことを考えると、やはり今この時点でガク、ガク、ガクという画面がスルっといった方がいいのですけれども、しかし、一定のところ、一定の水準できちっと経費も考えてとどめておくというようなことも必要ではないかというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（本保証喜） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） イントラネットの整備におきましては、全国的な話をいたしましても、このように光ファイバーを中心とした高度な機器対応ということで、全国の自治体においても既に過半数を超えるような整備状況になってきているというような話は聞いております。

もちろん費用対効果、さらには質ということもありますので、今、これはどちらかという費用対効果も含めて、質を重点ということでもあります。

そのようなトータルのベース、さらには国の補助事業を受け、しかも先ほど言いましたように、ランニングコストについては、最大限、なるべく安くというようなことも、今後十分に意を用いまして整備をしていきたいと。これが、私どもが町民の要望といいましょうか、希望に応えるものだろうと信じているところであります。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

千葉議員。

○19番（千葉幹雄） ただいま、説明を伺いまして、光ファイバー100メガの方がはるかにいいということがよくわかりました。

それで、先ほどの説明でも、速度が速いばかりではなくて、補助の対象に、光ファイバーの場合はなる。そして、ADSLの場合は補助の対象にならないということがよくわかりました。

それで、これを見ますと、5ページですけども、幕別の北コミセンと中央保育所、この2カ所だけがこの光ファイバーでなくて、ADSLになっているのですけども、これはなぜこの2カ所だけ光ファイバーでなくてこれなのか。単純で素朴な質問で申し訳ないのですけども、ご説明を頂きたいと思えます。

○議長（本保証喜） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 今、ご質問ございました中央保育所と幕別北コミセンに光ファイバーがいないということですが、これはまさしく費用対効果でございます。

ここから幹線沿いですとよろしいのですが、また、複数の施設があればよろしいのですが、中央保育所と北コミセンにつきましては、ちょっと距離がありまして、単独施設ということでございまして、ここはADSL、ほかのところもございまして。途別小学校とか古舞小学校の方には光ファイバーもやはり費用対効果の関係でいかないということでございまして、ご理解いただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） そこは、理由はわかりました。

ただ、心配されるのは、ほかの施設のことも含めて、光ファイバーではなくて、費用対効果の中で、利用率が低いということなのだろうと思うのですけども、その線引きというのは非常に難しいのだろうと思うのですけども、具体的にどの程度使えば、その光ファイバーの方がいいのか。また、どの程度以下だったらADSLの方がいいのか、その辺の線引き、非常に私は難しいのだろうと思うのですけども、その辺はどういう基準というのでしょうか、もっと詰めれば、ほかのところもADSLの方がいい

のでないか。あるいはまた、ADSLよりも光ファイバーの方がいいのではないかとというような、考え方、物差しのあて方によって変わるのだらうと思うのですね。

ですから、その辺というのは非常に微妙なものがあると思うのですが、具体的にどの程度利用すればどうなのかということがわかれば。

○議長（本保証喜） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 今、千葉議員の方からお話しありましたように、非常に線引きは難しいところでございます。

例えば、中央保育所につきましては、どちらかといいますと、こちらの中央保育所の方から情報を発信する、受ける方ではなくて発信する方が主になるかと思えます。

そうしたこともありまして、また、距離的な問題もありましてADSLというふうにしております。

また、北コミセンにつきましては、先ほど申し上げましたように、距離的な問題が第一義的な理由としてADSLとしたところであります。

○議長（本保証喜） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 説明は、それはした理由というのは、それはわかりますけども、ただ、そういうふうにしていくと、例えば、若葉幼稚園はどうなのだとか、例えば、今出てきていませんけども、明倫の学校云々と言っていましたよね。要するに郡部の方の学校ですよね。それも、例えば、糠内の公民館までは光ファイバー行くわけですよ。そこから距離はあるでしょうけども、その辺、もちろん総合的に絡めて、総合的に判断した結果なのでしょうけども、限られた回数しかやりとりできませんからあれですけども、その辺の判断というのでしょうか、非常に微妙で難しいのでしょうか、補助対象のことだとか、いろいろ能力的なことだとか考えると、私は、そこも総合的に判断したのでしょうかけども、一緒にADSLではなくて、光ファイバーでやった方がすっきりしていいような気がするのですけども、もう一度その辺はどうでしょうか。

それと、先ほど説明があったように、全国的なこと、あるいは将来的なことを考えると、やはり光ファイバーに向かっていると思うのですよね、流れは。

だから、そういったことも包含的に考えてやれば、一時あれはあるでしょうけども、将来的なことを考えれば光ファイバーで統一した方が補助の対象にもなる、能力もある、早い。そういうことを考えるといいような気がするのですけども、どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） ただいまのご質問でありますけども、今回、補助の採択を受けるにあたりまして、総務省とも事前に計画あるいは積み上げといいたいまいしょうか、個々の機器の設定等については打合せをさせていただいております。

そういう中で、詳細には承知はしておりませんが、例えば、若葉幼稚園ですと、そのそばに教育委員会、あるいは消防があったりということで、非常に公共施設が狭い範囲の中で一体的に整備されていると。ですから、そこに光ファイバーを持って行って、それらの施設の有効性も、利用の度合いも考えますと、これは光ファイバーで妥当であると。

さらには、中央保育所におきましては、そこからちょっと、やや離れているといいたいまいしょうか、それと、保育所の性格といいたいまいしょうか、情報発信のそういう状況からすると、国の総務省の方としても、これは光ファイバーではなくて、将来のことを町が考えて整備をするという気持ちはわかるけれども、そうではなくて、補助する側としては、今ある中の補助金を出す際には、その基準の中でやってほしいということで、そういう打合せの中でされているところでありまして、そういう事情があるということもご理解いただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） ほかにございせんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 46 号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

日程第 5、議案第 47 号、工事請負契約の締結についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾治） 議案第 47 号、工事請負契約の締結につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。
議案書の 6 ページをお開きいただきたいと思います。

契約の目的につきましては、地域イントラネット基盤施設整備工事（その 2）であります。

平成 17 年 8 月 2 日、富士通ネットワークソリューションズ株式会社北海道支店、日本電気株式会社北海道支社、東日本電信電話株式会社北海道支店、パナソニック SS エンジニアリング株式会社北海道 PSSE 社、株式会社東芝北海道支社、株式会社日立製作所北海道支社の 6 社によりまず指名競争入札を執行いたしましたところ、3,978 万 9,750 円をもちまして、日本電気株式会社北海道支社が落札することとなりましたので、同社の代表であります札幌市中央区大通西 4 丁目 1 番地、日本電気株式会社北海道支社長松下公哉氏と契約を結ぼうとするものでございます。

工期につきましては、平成 18 年 2 月 28 日までを予定いたしております。

議案説明資料の 5 ページをお開きいただきたいと思います。

本工事につきましても、議案第 46 号でご説明させていただきましたとおり、総務省の補助採択を受けて実施いたします地域イントラネット基盤施設整備事業のうちの送受信装置及びネットワーク機器の設置設定工事であります。

工事内容につきましては、幕別町内 25 施設及び忠類村内 9 施設への情報入力用のパソコン及びプリンターの設置設定、モデム・ルーター等のネットワーク機器を設置設定するものであります。

説明資料では、34 施設のうち、幕別町役場を中心としたいくつかの例をお示しさせていただいておりますが、全施設同様に整備をするものであります。

なお、札内地区については、18 の施設整備を予定しておりますけれども、前段で申し上げましたとおり、これら施設の整備につきましては、平成 18 年度に実施をする計画でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

永井議員。

○17 番（永井繁樹） 工事契約金額に係りまして、第 2 回 6 月定例では、5,000 万円以上になるということからの提案でしたが、大幅に下回った要因について、まずご説明いただきたいことと、先ほどからの質問等に係りまして、本会議での回数制限の中での質問というのは限界がございます。

これらイントラネットにかかわっては今後の運営のシステムを含めまして、やはり細部にわたった行政側と議員側の共通認識が必要であると、私は考えますが、今後の状況の中でそういったきちっとした詳しい共通認識を持てる場所を私は設置すべきだと考えますが、それらについて、どのような考え方を持っておられるか、この 2 点についてお伺いいたします。

○議長（本保証喜） 総務課長。

○総務課長（川瀬俊彦） 予定価格を大幅に下回って落札されたということに関しましては、まさに競争の原理が働いたものと認識しております。

○議長（本保証喜） 企画室長。

○企画室長（佐藤昌親） 2 番目のイントラにおいての今後の協議の場ということでございます。

ちょっと私も具体的に、こういうふうに、ああいうふうにというのは頭の中にはないわけですが、いずれにいたしましても、そういうような町民の方が安心して、さらには望む情報を的確にと

いうことで、必要とあらば、そういう協議の場といたしましょうか、そういうことも検討することも必要なというふうに思っているところでございます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 競争原理はご説明されるまでもなくわかっているのです。

当初、5,000万円以上と見積もっていたものが、こういう形で金額が決まってしまったという過去の経過を見ますと、早々あることではないと。要因があるのですね。行政側が見ていた予想と、なぜこれが起きてしまったか。競争原理という言葉だけでは説明が不足ですので、ある程度説明できる範囲はしていただきたい。

それと、議員側との共通認識をきちっと持つということは、今のやりとりでおわかりかと思いますが、この場にあってもこれだけのやりとりがあるということは、共通認識の状況にないということですから、当然、行政側、私たちも行政にかかわっている人間ですから、それらに対して共通認識をきちっと説明をして理解をした中で、住民サービスに徹底していくということが重要な考え方になると思うので、今の答弁ではちょっと姿勢がはっきりわかりませんから、その辺について、さらにお答えを頂きたい。

○議長（本保証喜） 企画室参事。

○企画室参事（羽磨知成） 予定価格の件でございます。

工事（その2）につきましては、助役の方で説明がありましたとおり、どちらかという、公衆端末機のほか、パソコン、またその附属機器の、その部品代といいますか、その機器類の価格が大部分を占めるものであります。その機器類の設置及び設定の工事でございます。

今回、指名といたしまして、IT関連の大手6社を入札参加者として指名いたしました。機器類につきましては、既製品であり、また、各社が機器メーカーであるということから、企業努力によりある程度の価格のばらつきというものはあるのだというふうには考えてはおりましたが、ここまで落札価格が下がるということは想定していませんでした。

予定価格につきましては、数百円のジョイントやコンセントなども含めまして積み上げたものを、補助者であります総務省の審査もクリアしているところでございますので、特段、高く設定したものとは考えておりません。結果として、落札価格がここまで下がったこのことにつきましては、やはり先ほど総務課長が言ったとおり、競争原理が働いたところもあるだろうし、また、道内や管内のインフラ整備は、これから本格的な需要が見込まれますので、その辺の企業戦略もあったのかなというように推測しております。

○議長（本保証喜） 助役。

○助役（西尾治） ご指摘ございましたように、できる限り、議会側と行政が共通認識の中でこういった事業を進めたいというふうに考えております。

機会を設ける中で、議会の方にも十分説明の時間をとらせていただければなというふうに考えております。

○議長（本保証喜） ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第47号、工事請負契約の締結については、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案の通り可決されました。

（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） 動議を提出させていただきます。

郵政民営化法案の慎重審議を求める意見書の提出に係りまして、緊急を要しますことから、これを急施事件と認めていただき、日程に追加して審議することを望むものであります。

[動議]

○議長（本保証喜） ただいま、永井議員から「郵政民営化法案の慎重審議を求める意見書」提出の件を急施事件と認め、日程に追加して、審議することの動議が提出されました。

この動議は、所定以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

「郵政民営化法案の慎重審議を求める意見書」提出の動議を議題として、採決をいたします。

この採決は、起立によって行います。

この動議のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、「郵政民営化法案の慎重審議を求める意見書」提出の動議は、可決されました。

追加日程配布のため、暫時休憩いたします。

10：48 休憩

10：49 再開

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

追加日程第6、発議第11号、「郵政民営化法案の慎重審議を求める意見書」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

永井議員。

○17番（永井繁樹） 発議第11号。

平成17年8月3日。

幕別町議会議長本保証喜殿。

提出者、幕別町議会議員永井繁樹。

賛成者、乾邦広議員、同じく中橋友子議員、同じく佐々木芳男議員、同じく古川稔議員であります。

郵政民営化法案の慎重審議を求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

郵政民営化法案の慎重審議を求める意見書。

現在、参議院で審議されている郵政民営化法案は、どの世論調査でも郵政民営化を急いで実施すべきという人はごくわずかである。

法案は、現行の郵便法や郵便貯金法、簡易生命保険法などから「公共の福祉を増進すること」という目的を削除し、郵便局が全国どこでも一律のサービスを提供する義務、いわゆるユニバーサルサービス義務が、郵便貯金や簡易保険、小包郵便についてはなくなる恐れがある。

また、ユニバーサルサービスが残される小包以外の手紙やはがきなどでは、その料金について法案は「適正な利潤を含むものでなければならない」との規定を設け、料金値上げの方向に道を開いている。

さらに、株式の売却益や配当収入を2兆円に達するまで積み立てる「地域・社会貢献基金」の創設を盛り込み、基金の運用益から赤字の郵便局などに補てんするとしているが、政府の試算によると赤字の郵便局は全国で1万1,000を超え、赤字額は1局平均1,000万以上となり2兆円ではとても足りなく、民営化されれば、郵便局の統廃合が進むことは必至と思われる。

また、衆議院において7月5日に郵政民営化法案の採決が行われたが、わずか5票差での可決であり、さらに採決直後の共同通信社による全国電話緊急世論調査の結果では、郵政民営化法案に反対す

る人は42.3%にのぼり、賛成42.2%を上回るなど国民世論は郵政民営化を支持していないことが明らかになっている。

よって、郵政民営化法案については、世論の動向を十分に見極め、慎重審議をするよう意見書を提出する。

以上、地方自治法第99条の規定により提出いたします。

平成17年8月3日。

中川郡幕別町議会。

提出先、参議院議長、内閣総理大臣、郵政・経済財政政策担当大臣。

以上であります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

[閉議・閉会宣告]

○議長（本保証喜） 以上をもって、本臨時会に付議されました議件は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成17年第2回幕別町議会臨時会を閉会いたします。

10:53 閉会